

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

当社は、従業員の『仕事と生活の調和』を図り、働きやすい雇用環境の整備を進めるため、次の行動計画を策定し、実施する。

【計画期間】

平成28年4月1日～平成31年3月31日

【内容】

- ・ 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容および業務体制の見直し
- ・ 育児休業後の原職または原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
- ・ 育児休業，育児休業給付，産前産後休業(休暇)など諸制度の周知
- ・ 年次有給休暇の取得促進のための取得計画策定および実施
- ・ 週1回のノー残業デー設定および実施

対策

社内掲示板を利用した周知の実施

年次有給休暇取得率の向上および時間外削減のための労使意見交換の実施

管理監督者研修等における教育の実施